

町民の皆様へ

## 令和4年度償却資産申告について（お願い）

日頃より、町税務行政及び町税等の納付につきまして、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在その資産の所在する市町村へ該当資産の状況（資産の種類、取得価格、取得時期、耐用年数など）について1月末日までに申告する必要があります。

昨年末、事業収入がある全ての方を対象に町から申告書を郵送致しましたが、まだ申告がお済みでない方、お忘れの方につきましては随時、税務課窓口にて受付を行っております。

所得税申告において減価償却費として経費計上している資産については、基本的に償却資産申告対象となります。該当資産がない方につきましても、事業内容等の確認を行っておりますので、お電話または税務課窓口までご連絡ください。町民の皆様におかれましては、改めて適正な税の申告にご理解ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら税務課固定資産係までご連絡ください。

申告がお済みでない方、お忘れの方には確定申告会場でも随時償却資産の申告受付を行います。

地区	期日	場所
新田地区	2月14日（月）～2月18日（金）	新田公民館
上新田地区	2月22日（火）～2月25日（金）	上新田公民館
富田地区	2月28日（月）～3月4日（金）	総合交流センターきらり
町内全域	3月7日（金）～3月15日（火）	総合交流センターきらり

### 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

- (1) 正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び新富町条例第72条の規定により過料が科せられることがあります。  
なお不申告の方には、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。（地方税法第354条の2）
- (2) 再三にわたる申告依頼にに応じていただけない場合には、(1)で把握した償却資産の内容を基に賦課決定することがあります。
- (3) 虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

<お問合せ先>

担当：固定資産係

電話：0983-33-6075